

議案第 2 号

里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正について

里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 4 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

平成 30 年 8 月人事院の「公務員人事管理に関する報告」において、長時間労働の是正のための措置として、国家公務員は超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとされており、本町においても同様の措置を講じる必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成31年3月 日公布  
里庄町条例第 号

里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

里庄町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成6年里庄町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。